

平成 25 年度

第 3 回 山陽小野田市特別職報酬等審議会

参考資料

山陽小野田市総務部人事課

答申書

1 ページ 赤穂市

9 ページ 大阪狭山市

15 ページ 調布市

19 ページ 長野市

21 ページ 姫路市

27 ページ 南足柄市

33 ページ 廿日市市

35 ページ

山陽小野田市職員の退職手当に関する条例等の一部を改正する  
条例の制定について

39 ページ 市職員の退職金の引き下げへ〔宇部日報〕

# 答 申 書

平成25年12月6日

赤穂市特別職報酬等審議会

平成25年12月6日

赤穂市長 豆田正明様

赤穂市特別職報酬等審議会

会長 林 頼夫 ㊟

## 特別職の報酬等について（答申）

平成25年7月31日付け赤総人第53号で諮問のあったみだしのことについて、本審議会は厳正、公正な見地にたつて、慎重に審議を重ねた結果、次のとおり結論を得たので答申する。

## 記

## 1 給料及び報酬の額

市長	給料月額	894,000円
副市長	給料月額	742,000円
議会の議長	報酬月額	486,000円
議会の副議長	報酬月額	415,000円
議会の議員	報酬月額	375,000円

## 2 期末手当の支給月数

市長	年間	3.95月
副市長	年間	3.95月
議会の議長	年間	3.95月
議会の副議長	年間	3.95月
議会の議員	年間	3.95月

## 3 退職手当の支給割合

市長及び副市長の退職手当の支給割合については、兵庫県市町村職員退職手当組合の支給割合に準じることが適当である。

## 4 改定の実施時期

報酬等の改定については、平成26年4月1日から実施することが適当である。

## 5 答申の理由

### (1) 改定の背景

現行の報酬等の額は、平成21年4月1日に改定され現在に至っている。この間、我が国の経済は世界的な金融危機と東日本大震災の影響により大きく落ち込んだものの、現在は、デフレ脱却と経済成長を目指した諸政策により、徐々に明るさを取り戻しつつある。しかし、一方では、平成26年4月から実施される消費税増により、景気の腰折れリスクが懸念されるなど、依然先行きは不透明なものとなっている。

このような中、自治体は、社会経済情勢の変化に柔軟に対応しながら、市民サービスの向上と健全な財政構造の構築に努める責務があり、その重要施策を決定し推進する立場にある特別職の職責は、従来にも増して極めて重要になっている。

本市における特別職の報酬等については、第7次赤穂市行政改革大綱における人件費見直し項目の一つとなっているが、その見直しにあたっては、各職の職責に応じた適正な額であることはもちろん、近隣市や一般職給与の状況、更には、地域経済情勢や市民の納得性、市の財政状況等、さまざまな要素を総合的に勘案し、十分な議論を経たうえで慎重に決定すべきである。

本審議会は、以上のような基本認識に立ち、

- ① 平成21年4月から平成23年3月までの2年間、市長は給料月額20%、副市長は13%の自主減額を行ってきたこと。さらに、平成23年4月から平成26年3月までの3年間については、市長10%、副市長5%の自主減額を継続中であり、そのうち平成25年7月から平成26年3月までの9ヶ月間については、国の給与減額要請に応じる形で、自主減額に加えて一律10%の追加減額を実施していること（合計、市長20%、副市長15%の減額となっている）
- ② 期末手当の支給月数について、一般職（人事院勧告）に準じる形で、平成21年4月以降、順次、市長、副市長は年間4月から3.45月へ、議長、副議長、議員は年間3.85月から3.3月へとそれぞれ0.55月の減額となっていること
- ③ 一般職のうち管理職の平均給料月額について、平成21年4月以降1.88%の減額となっていること（ただし、国の要請に基づく給与減額を反映しない場合の比較）
- ④ 議員定数について、平成25年3月施行の選挙より2人を削減し、現在18人となっていること
- ⑤ 一般職の退職手当について、退職給付における官民格差を解消するため、平成25年度から平成27年度の3年間において平均14.9%（約400万円）の引下げが行われていること

などの状況を踏まえたうえで、審議を進めた。

## (2) 検討の内容

審議を進める過程において、はじめに本審議会の共通認識として、

- ① 月額報酬等の改定にあたっては、その改定額相当分を期末手当に換算する方法をとらず、他市との外形比較が可能となるよう月額報酬等自体を改定すること
- ② 上記①により、前回改定時（平成 21 年 4 月 1 日）からの期末手当の減額（市長等△3.35%、議員等△4.35%）を月額報酬等から減額した場合の試算額（下記〈参考〉のとおり）を基準に審議を進めること
- ③ 上記①及び②により、期末手当の支給月数については、他市及び一般職（人事院勧告）に準じて復元すること（下記〈参考〉のとおり）
- ④ 現在、市長及び副市長が自主的に行っている給与減額は、改定にあたって考慮しないこと

を確認した。

〈参考〉 前回改定時の期末手当の減額を、月額報酬等で減額した場合の試算額等

区分	給料・報酬月額	期末手当
市長	902,711 円 (934,000 円)	3.95 月 (3.45 月)
副市長	749,037 円 (775,000 円)	3.95 月 (3.45 月)
議長	485,902 円 (508,000 円)	3.95 月 (3.3 月)
副議長	415,121 円 (434,000 円)	3.95 月 (3.3 月)
議員	374,948 円 (392,000 円)	3.95 月 (3.3 月)

※ ( ) は条例上の現行支給額等

そのうえで、各職の報酬等の改定について、次のとおり実施することが適当であるとの結論を得た。

### ア 市長及び副市長の給料について

市長及び副市長の給料については、以下の理由により減額することが適当である。

- ① 一般職（管理職）の給料改定状況（△1.88%）を参考にすること
- ② 行財政改革への取組みを考慮すれば、増額や据置きでは市民の納得性が得られないこと

### イ 議長、副議長及び議員の報酬について

議長、副議長及び議員の報酬については、以下の理由により据え置くことが適当である。

- ① 他市比較において、本市の報酬額は相対的に低いこと
- ② 議員定数の削減（20 名→18 名）により、既にある一定の経費削減努力がなさ

れていること

- ③ 今後、議員活動のさらなる充実が求められること

ウ 期末手当について

期末手当の支給月数については、上記のとおり他市及び一般職（人事院勧告）に準じて復元し、年間3.95月とすることが適当である。

エ 市長及び副市長の退職手当について

市長及び副市長の退職手当については、以下の理由により兵庫県市町村職員退職手当組合の支給割合に準じることが適当である。

- ① 市長及び副市長の職責の重要性を考慮すると、他市との相対比較が妥当であること
- ② 平成20年度の改正において、兵庫県市町村職員退職手当組合の支給割合に準じるとした経緯があること

なお、今後、兵庫県市町村職員退職手当組合の支給割合が改正された場合は、本市の支給割合もそれに準じて速やかに改正することが適当である。

(3) 改定額の算出根拠等

ア 市長及び副市長の給料について

給料の減額率の決定にあたっては、平成21年度（前回改定時）から今年度までの一般職のうち管理職の給料減額率である1.88%を参考に、他市との相対比較、職責の重要性、市民の納得性の観点から総合的に検討を加えた結果、前回改定時における議員等との減額率の差に着目し、減額率を1%とすることが適当であるとの結論を得た。

なお、減額後の給料の額については、算出額の千円未満四捨五入により端数調整を行うことが適当であるとした。

(計算式)

市長 902,711円 × (100% - 1%) ≒ 894,000円 (千円未満四捨五入)

副市長 749,037円 × (100% - 1%) ≒ 742,000円 (千円未満四捨五入)

イ 市議会議員の報酬について

報酬額を据え置くにあたり、現行基準額の千円未満四捨五入により端数調整を行うことが適当であるとした。

(計算式)

議長 485,902円 ≒ 486,000円 (千円未満四捨五入)

副議長 415,121 円 ≒ 415,000 円 (千円未満四捨五入)

議員 374,948 円 ≒ 375,000 円 (千円未満四捨五入)

#### (4) 付帯意見

地方分権の進展に伴い、今後の市政運営における議会の役割はますます重要になってくるものと考えられる。そのような観点から、議会の活性化と議員の調査活動基盤の充実強化が一層求められるため、議員に支給される政務活動費のあり方について、今後見直しを検討されることが望ましい。

#### 6 おわりに

以上のおり、本審議会は、各般にわたる角度から厳正、公正な見地に立って慎重に審議を重ねた結果、全会一致をもって本答申を決定したところである。

今後は、本答申を尊重され、速やかに改定事務を進められるよう要望する。

最後に、市長をはじめとする各職は、その職責の重要性和市民の期待の大きさを十分に認識され、赤穂市の発展と市民福祉の向上のため、その能力をいかに発揮されることを切望するものである。



## 赤穂市特別職報酬等審議会

会 長	林 頼 夫
会長職務代理	門 田 昌 弘
委 員	前 田 哲 児
委 員	井 上 昭 彦
委 員	橋 本 太 志
委 員	清 山 美 千 子
委 員	山 田 和 子
委 員	高 橋 均
委 員	辻 本 大 二 郎
委 員	三 木 多 津 子

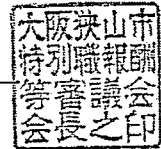
平成25年11月25日

(2013年)

大阪狭山市長 吉田 友好 様

大阪狭山市特別職報酬等審議会

会長 菊屋 英一



特別職等の報酬等の適正額について (答申)

平成25年10月9日付大狭政人第60号で諮問のあった特別職等の報酬等の適正額について、審議の結果、次のとおり答申します。

大阪狭山市特別職報酬等審議会

会 長	菊屋 英一
会長職務代理	松浦 宏之
委 員	古城 昭弑
委 員	橋本 葉子
委 員	森 徹
委 員	南川 佳子
委 員	上田 幸男

特別職等の報酬等の適正額について（答申）

1 報酬及び給料について

特別職等の報酬及び給料の額については、次のとおりとすることが適当である。

現行のとおり

市長	月額	900,000円（810,000円）
副市長	月額	760,000円（684,000円）
教育長	月額	700,000円（630,000円）
議長	月額	551,000円（528,960円）
副議長	月額	494,000円（474,240円）
議員	月額	475,000円（456,000円）

※かっこ内は特例措置による減額後の月額

2 諸手当について

(1) 期末手当の支給割合について

市長、副市長、教育長、議会議員の期末手当の支給割合については、次のとおりとすることが適当である。

現行のとおり

6月期	100分の190
12月期	100分の205

(2) 退職手当の支給水準について

市長、副市長、教育長の退職手当については、一般職の職員との均衡を考慮し、特別職自ら必要な措置を講ずることが適当である。

## 答申の考え方と意見

はじめに

特別職等の報酬等を審議するにあたり、特別職等の職務の内容や責任の度合い、政令市を除く府内各市の状況、近畿圏における類似団体の状況、一般職の職員との均衡、市の財政状況、さらには現下の社会経済情勢等を踏まえ、市民の理解が得られる答申に向けて、審議を進めた。

### 1 報酬及び給料について

#### (1) 市長、副市長、教育長の給料について

市長、副市長、教育長の給料については、吉田市長が就任した平成15年4月以降、市長選挙後の直近の議会に特例条例を提出し、10%ないしは15%の減額を任期ごとに実施しており、一定評価できるものである。

市長、副市長、教育長の条例上の給料月額、減額後の実支給額のいずれも、府内31市（政令市を除く）の平均額を下回っており、その水準は、市長にあっては中位、副市長、教育長にあっては低位にある。近畿圏類似団体28市との比較では、条例額では、市長、副市長、教育長が平均給料月額を上回り、実支給額では、市長、教育長が上回り、副市長が下回っているが、支給額は、それぞれ概ね均衡している。

審議では、「特例条例で減額している中で、条例額を変更するのは困難ではないか」「他市状況からすると妥当な水準である」「市の財政状況が悪化したときに減額すればよい」等の意見があった。

市の財政状況については、市税の減少、社会保障関連経費の増大が見込まれ、今後も慎重な財政運営を図る必要があるが、これまで種々の行財政改革に取り組み、平成16年度以降、財政調整基金を取り崩すことなく黒字決算を続けてきたことなどから、現在、ひっ迫した状況にあるとは言えない。

以上のことから、当審議会は、市長、副市長、教育長の給料について、現時点において積極的に改定する理由がないことから、現行のとおり、据え置くことが適当であると判断する。

## (2) 議会議員の報酬について

議会議員の報酬については、条例本則の改正により、平成15年1月に5%減額となった後、平成20年4月から平成22年3月までの間と平成23年7月から平成27年3月までの間、特例条例によって4%減額を実施しており、一定評価できるものである。

近畿圏類似団体との比較では、条例額、実支給額のいずれも各市平均を上回るものの、府内では、いずれも各市平均を大きく下回り、その水準は低位にある。

審議では、「府内各市の状況から、報酬を引き上げるべきではないか」との意見もあったが、近畿圏類似団体の状況、市長等の減額の状況、現下の社会経済情勢や市民感情等を勘案すると、現時点で引上げることは困難と言わざるを得ない。

以上のことから、当審議会は、議会議員の報酬について、現行のとおり、据え置くことが適当であると判断する。

## 2 諸手当について

### (1) 期末手当の支給割合について

平成18年度に開催された前回審議会の答申では、国の特別職の職員及び国会議員の期末手当の支給割合に準じ、支給割合100分の445を100分の335に改定すべきとの判断が示された。

これを受けて市当局は、平成18年12月議会に答申内容の条例改正案を提案するものの、議決に至らなかった。平成19年9月議会において、再度、答申内容の条例改正案を提案したところ、支給割合を100分の432とする修正案が可決された。その後、平成21年に、人事院勧告による一般職の職員の期末勤勉手当の支給割合が100分の432を下回って以降、特別職等の支給割合については、一般職の職員の期末勤勉手当の支給割合に準じて措置されており、現在の支給割合は100分の395となっている。

近畿圏類似団体では、国の特別職等の支給割合である100分の295が多く見られるものの、府内各市のほとんどが、100分の395あるいは100分の390となっている。

審議では、「人事院勧告に準じることは、ルールとして明確だ」「府内の状況からすると妥当ではないか」等の意見があった。

国の特別職等の支給割合に準じることについての合理性は認識するものの、本市におけるこれまでの経過、府内各市の状況、一般職の職員との均衡との観点から、人事院勧告による一般職の職員の期末勤勉手当の支給割合に準じることも一定の合理性を有し、市民の理解も得られるものと考えます。

また、役職加算については、現在、他市のほとんどで実施されており、加算割合についても府内各市のほとんどが本市と同様である。

以上のことから、当審議会は、特別職等の期末手当の支給割合について、現時点で積極的に改定する理由がないことから、現行のとおり、据え置くことが適当であると判断する。

## (2) 退職手当の支給水準について

本市の市長、副市長、教育長の退職手当の算定方法については、給料月額に在職月数と支給率を乗じて任期ごとに支給されるもので、平成15年7月以降、本市の市長、副市長、教育長の退職手当については、基礎となる給料月額の減額により、減額されてきた。

減額後の退職手当支給額については、府内各市平均を市長が約15万円上回っているものの、副市長が約10万円、教育長が約57万円下回っている。それぞれ支給水準は31市中の中位にある。近畿圏類似団体との比較では、市長が約25万円、副市長が約85万円上回り、教育長が約45万円下回っている。

一方、本市の一般職の職員の退職手当については、国の支給水準引下げに準じて、平成25年4月から平成27年4月まで段階的に平均15%、約400万円引下げる改定が行われた。

今回の審議では、「職責、対象期間等が異なるため、特別職と一般職の職員を単純に比較できない」「一般職の職員とのバランスを考慮し、特別職として、率先垂範の観点から対応してはどうか」等の意見があった。

特別職の給与については、職務の特殊性に応じて定められるものであって、一般職の職員の給与とはその性格を異にするものであるとされる。しかしながら、明確なルールのない特別職の報酬等の決定にあたって、一般職の職員の給与の状

況は、職員給与との均衡を図るという観点から考慮すべき重要な要素のひとつであると考えられる。

以上のことから、当審議会は、市長、副市長、教育長の退職手当について、一般職の職員の大幅な退職手当水準の引下げに伴い、特別職として何らかの対応が必要であると思われるが、特別職と一般職の職員では、その職責はもとより、退職手当にかかる制度が大きく相違するため、具体的な減額率については明示せず、それらについては、一般職の職員の減額率を考慮し、市長等が適切に対応することが適当と判断する。

### 3 その他の意見

#### (1) 公表内容の改善について

そもそも、公務員の給与をはじめとする勤務条件は、国民に対してわかりやすくかつ詳細に公表されるべきものであり、平成17年4月以降、すべての地方公共団体において、人事行政の運営状況等が毎年、公表されている。その中で、特別職についても公表されているが、本市においては、市長、副市長、議会議員の給料又は報酬月額（減額後の給料月額含む）、期末手当支給割合、市長、副市長の退職手当の算定方式等が示されるにとどまっている。

審議では、「諸手当等を含めた合算額が公表されるべきだ」「広報の方法について検討されるべき」等の意見があった。

以上のことから、当審議会は、諮問事項に関連して、特別職等の報酬等の公表内容の改善に努められることを要望するものである。

#### (2) 審議会の開催について

当審議会の開催については、市を取り巻く社会経済情勢等の変化に的確に対応し、広範な角度から厳正かつ慎重に審議を行うためにも、概ね3～5年程度の間隔で、定期的を開催することが望ましい。

写

答

申

調布市特別職報酬等審議会



## 1 審議の経過

本審議会は、平成25年8月26日（月）、市長から「特別職の報酬等について」諮問を受けた。

本審議会は、平成7年度審議会における答申を踏まえ、以後、概ね2年毎にその適正について審議をしているものであり、今回においても公正な立場から以下の資料に基づき、現在の市議会議員の報酬月額及び市長等常勤特別職の給料月額及び退職手当の支給額（以下「特別職の報酬等」という。）並びに議会政務活動費について慎重に審議を進めた。

### 【資料】

- 1 東京都内26市の特別職報酬等の状況
- 2 東京都内26市の特別職報酬等の状況（新旧対照表）
- 3 東京都内26市当初予算等
- 4 東京都内26市の特別職年収の状況（月額・一時金）
- 5 東京都内26市の特別職退職手当の状況
- 6 人事院勧告とその実施状況等（給与改定の推移）  
昭和50年～平成24年
- 7 調布市一般職給与の状況
- 8 調布市常勤特別職及び調布市議会議員の実収入調べ
- 9 一般職最高給与月額者隣接3市比較
- 10 消費者物価指数の動き（東京都区部）
- 11 調布市議会議員の平成24年1年間の活動状況
- 12 調布市議会議員の過去10年間の活動状況及び審議件数
- 13 調布市類似団体等の特別職報酬等の状況

審議会では、

- ・ 京王線連続立体交差事業は順調に進み、国体も成功するなど、市民感情的に上向きなイメージは出てきているが、調布市の財政状況は依然として厳しく、据え置きが妥当である。

- ・ 報酬額等については、近隣他市と比較しても同程度である。
- ・ 人口や財政状況等を勘案すると、現行の水準がまずまず妥当であると思う。
- ・ 一般職の給与について、東京都の人事委員会勧告では、今年も引下げの勧告となったが、特別職の報酬額に影響してくる状況ではない。
- ・ 月例経済報告や毎月勤労統計調査、賃金構造基本統計調査の結果は、あまり上向きな内容ではない。
- ・ 景気動向調査においては、見通しの良い状況となっているが、現状としてはまだ厳しい内容となっている。

などの意見が出された。

## 2 基本的考え方

本審議会は、特別職の報酬等の水準について判断をするにあたり、以下の点について考慮した。

- (1) 京王線連続立体交差事業により京王線の地下化が実現し、今後これに連動して、駅前広場の整備や鉄道敷地の活用、市街地再開発事業など、調布市の街づくりにとって重要な事業を推進していく状況にある。
- (2) 今年度からの新たな総合計画のもと、防災・防犯や子ども、子育て支援など、様々な市政の施策や課題について、地方分権の進展と相まって、より自主的で自立的な取組を行うことが求められており、特別職や市議会議員の責任は更に重要性が増しているといえる。
- (3) 社会経済状況については、企業業況の改善等、明るい材料が見られるが、今後の調布市の財政状況の見通しは、歳入面で市税等の大幅な伸びが期待できる状況になく、増加する社会保障

関係経費への対応や総合計画の実現に向けた財政需要が想定され、歳出面では増加が見込まれるところである。

- (4) 他市との均衡の観点からは、平成23年度以降の他市における特別職報酬等審議会の答申内容が、調布市よりも高い金額での据え置きや、引き下げ改定後も調布市より高い水準となっていること等を踏まえると、近隣市との均衡が図られている。
- (5) 退職手当についても、26市の比較では、市長は12市、副市長は23市、教育長は17市が調布市と同率の支給率であり、近隣市との均衡が図られている。

### 3 結 論

以上の状況を考慮し、今後の特別職及び議員の職責、社会経済状況や調布市の財政状況を総合的に勘案すると、報酬額を増額するところまでには至らず、全員一致で現在の水準で据え置くことが妥当であると判断した。

平成25年11月27日

調布市特別職報酬等審議会

会 長 荻本 貞臣

会長代理 門馬 光直

委 員 嵐 祐子

江木 七海

佐久間 忠雄

佐藤 明

田中 茂和

原島 敬之

元木 輝昌

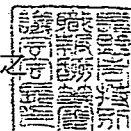
渡辺 倉一



平成25年 5月31日

長野市長 鷺澤正一様

長野市特別職報酬等審議会  
会長 上條宏



市長及び副市長の退職手当の額について (答申)

平成25年4月26日付け25職第15号で諮問のありましたこのことについては、  
慎重に審議した結果、当審議会の意見は、別紙のとおりです。

## 答 申

### 1 本 文

市長及び副市長の退職手当の支給割合を、次のとおりとすることが適当である。  
なお、早急に関係条例を改正することが望ましいと考える。

	支給割合		改定率
	改定後	従 前	
市 長	100分の42	100分の50	△16%
副 市 長	100分の29.4	100分の35	△16%

### 2 答申理由

国は、国家公務員の退職手当について、人事院が行った調査結果に基づき、官民均衡を図るために設けられている「調整率」を平成25年1月から段階的に引き下げるため、国家公務員退職手当法を改正した。

また、長野市は、国から「国家公務員の退職手当制度の改正に準じて必要な措置を講ずるよう要請」されたことに伴い、一般職職員の退職手当条例を改正し、平成25年4月に施行している。

以上の状況を踏まえ、当審議会では、市長及び副市長の退職手当の額についても、引き下げるのが妥当であるとの結論に至った。

また、支給割合の改定率については、一般職職員の退職手当に係る調整率が、改正前と比較して約16%の引下げとなっていることを考慮し、16%引き下げることにしたものである。

# 答 申 書

(写)

姫路市特別職報酬等審議会

平成25年(2013年)6月7日

姫路市長 石見利勝 様

姫路市特別職報酬等審議会  
会 長 市 川 一 夫

議員報酬の額並びに市長及び副市長の給料の額の改定について (答申)

平成25年5月28日に貴職から諮問のあった標記の件に関し、審議の結果、次の結論を得たので、ここに答申する。

答 申

議長、副議長及び議員の議員報酬の額並びに市長及び副市長の給料の額は、  
現行の額を据え置くことが適当である。

議会の議長の報酬月額	823,000円 (据置き)
議会の副議長の報酬月額	747,000円 (据置き)
議会の議員の報酬月額	685,000円 (据置き)
市長の給料月額	1,180,000円 (据置き)
副市長の給料月額	960,000円 (据置き)

## 審議の内容

審議の前提として、当審議会では、姫路市議会の議員の議員報酬等に関する条例に定める議員報酬並びに特別職の職員で常勤のものの給与に関する条例に定める市長及び副市長の給料の額の改定についてのみを審議の対象とすべきであり、政治的判断や財政事情により一定期間行う特別職の報酬額等の自主的な減額措置については、特別職自身の判断に委ねることとした。

審議会では、前回平成22年開催の審議会の審議で重視された点と同様に、市政運営にあたって市民の負託に応えられるに足る対価としてふさわしい額という観点と、市民の理解や信頼のもとに地方分権を一層推進するための原動力となることが期待される職責にふさわしい額という観点で、

- (1) 人口規模、財政規模、財政状況を踏まえた県下各市及び中核市との比較
- (2) 一般職の職員給与の改定状況
- (3) 特別職の報酬等に係る県下各市及び中核市の動向
- (4) 特別職の職間の報酬等のバランス

を重視して、各種資料に基づき慎重に検討を行った。

審議の中では、現在の姫路市の財政状況は健全であり、まちづくりの中で、財政的な問題から事業の進行が遅れているといった状況はなく、市政全般が概ね順調に進んでいるように思われ、財政面から報酬等を下げなければならないような事情はないという意見があった。そのほかにも、前回の審議会で現行の報酬額が適当であるという判断がなされて以降、社会的・経済的情勢に大きな変化もなく、一般職の給与改定状況がほぼ横ばいであり、人口規模、財政規模、財政状況を踏まえた県下各市及び中核市との報酬額



等の比較においても、前回の改定時とほとんど変化がなかったことを考えると、据え置くことが適当であるとの意見があった。

意見の中には、現行の特別職の報酬額等の水準が、市民感覚からすると少し高いのではないかというものもあったが、最終的には審議にあたって重視した4つの観点において、前回の改定時から大きな状況の変化もないことから、市議会議員の議員報酬並びに市長及び副市長の給料の額について、改定を行わず現行の額を据え置くことが適当であるとの結論に達した。

姫路市特別職報酬等審議会

会	長	市川 一夫	(兵庫県立大学環境人間学部 教授)
会	長職務代理	佐藤 直人	(姫路獨協大学法学部 教授)
委	員	石川 陽子	(姫路市行財政改革市民会議委員)
委	員	岩田 稔恵	(姫路市連合婦人会 会長)
委	員	岩成 孝	(姫路市連合自治会 会長)
委	員	上杉 雅彦	(姫路商工会議所 副会頭)
委	員	梅澤 英毅	(元市議会議員)
委	員	川崎 志保	(弁護士)
委	員	岸田 信一	(連合兵庫姫路地域協議会 議長)
委	員	村瀬 利浩	(姫路経営者協会 専務理事)

(50音順)

平成 25 年 11 月 15 日

南足柄市長 加藤 修平 様



南足柄市特別職報酬等審議会

会 長 上野 スズ子



議会の議員の議員報酬及び政務活動費の額並びに市長及び副市長の給料の額  
について (答申)

平成 25 年 10 月 16 日付けで本審議会に諮問のあった議会の議員の議員報酬及び政務活動費の額並びに市長及び副市長の給料 (以下「特別職の報酬等」という。) の額について、本審議会はその趣旨を十分に認識し、慎重に審議を重ねた結果、次のとおり結論に達したので答申します。

1 議会の議員の議員報酬及び政務活動費の額について

いずれも据え置くことが適当である。

2 市長及び副市長の給料の額について

いずれも据え置くことが適当である。

3 審議経過及び内容

審議に当たっては、県内各市町村及び類似団体における報酬等の状況や人口規模、財政状況等の把握に加え、過去の改定状況及び一般職の給与額との比較、特別職の給料及び一般職の給与の自主的な減額等の状況、全国の市議会における活動状況等を踏まえ、市民の視点から総合的かつ客観的に検討し、公平かつ妥当な結論を得るため、慎重に審議を行った。

特別職の報酬等の額は、市民のためにどれくらい仕事をし、成果を出しているかで決定されるべきところだが、実際にはその評価が難しく、成果に見合った適正な額を導き出すことは困難である。したがって、特別職の報酬等の水準の決定に当たっては、県内各市町村等との比較に頼らざるをえないとの結論に達した。ただし、議員報酬はあくまで議員が十分な仕事を行うことが前提であるとの意見が多数あった。

審議の結果、本市の議会の議員の議員報酬並びに市長及び副市長の給料の額については、県内各市町村及び類似団体と比較し、著しく均衡を欠く状況ではなく、据え置くことが適当であると判断した。

また、政務活動費については、各市町村間で額の開きがあるが、平成 25 年度に政務調査費から移行したばかりであり、今後、政務活動費の支出内容の実態を精査した上で検討すべき課題であると判断し、現状では据え置くことが適当であるとの結論に達した。

(審議会の開催状況)

平成 25 年 10 月 16 日 第 1 回南足柄市特別職報酬等審議会

平成 25 年 11 月 8 日 第 2 回南足柄市特別職報酬等審議会

南足柄市特別職報酬等審議会

会 長	上野	スズ子
委 員	奥津	裕子
委 員	加藤	允宣
委 員	古怒田	和史
委 員	阪之上	克巳
委 員	笹尾	明
委 員	佐藤	修一

(委員は五十音順)

平成 22 年 5 月 12 日



南足柄市長 沢 長 生 様

南足柄市特別職報酬等審議会

会 長 清 水 稔



議会の議員の議員報酬及び政務調査費の額並びに市長及び副市長の給料の額  
について (答申)

平成 22 年 4 月 22 日付けで本審議会に諮問のあった議会の議員の議員報酬及び政務調査費の額並びに市長及び副市長の給料 (以下「特別職の報酬等」という。) の額について、本審議会はその趣旨を十分に認識し、慎重に審議を重ねた結果、次のとおり結論に達したので答申します。

1 特別職の報酬等の額について

議員の議員報酬額については概ね 5% の減額、市長及び副市長の給料額については概ね 7% の減額を行うことが適当である。

なお、議会の政務調査費については、据え置くことが適当である。

(1) 改定額

	改定額 (月額) A	改定前 B	比較 C (A-B)	改定率 D (C/B)
議 長	451,000 円	475,000 円	△ 24,000 円	△ 5.05%
副 議 長	361,000 円	380,000 円	△ 19,000 円	△ 5.00%
議 員	338,000 円	355,000 円	△ 17,000 円	△ 4.79%
市 長	855,000 円	920,000 円	△ 65,000 円	△ 7.07%
副 市 長	700,000 円	753,000 円	△ 53,000 円	△ 7.04%

(2) 改定時期

改定時期については、本市の財政状況を考慮し、速やかに実施されるよう要望する。

2 審議にあたり特に留意した点

(1) 本市の財政状況が平成 20 年度決算で経常収支比率が 99.9% に達するなど極めて深刻な状態にあること。

- (2) 県内各市町村において本市特別職の報酬等の額が、人口規模や財政状況を勘案し均衡を保っているか。
- (3) これまでの本市特別職の報酬等の改定状況及び最近の県内各市町村における特別職の報酬等の改定状況はどうか。
- (4) 国家公務員や一般職の給与改定状況はどうか。
- (5) 特別職と一般職の最高給与者を比較した状況はどうか。
- (6) 県内各市町村の政務調査費の状況はどうか。

### 3 審議経過及び内容

審議に当たっては、県内各市町村における報酬等の状況や人口規模、財政状況等の把握に加え、過去の改定状況及び一般職の給与額との比較、特別職の報酬等及び一般職の給与の自主的な減額等を踏まえ、市民の視点から総合的かつ客観的に検討し、公平かつ妥当な結論を得るため、次のとおり慎重に審議を行った。

- (1) 本市特別職の報酬等の額は、平成6年10月に改定された額をもって現在に至っており、約16年間据え置かれている。
- (2) 最近の県内各市町における改定状況をみると、いずれも減額の改定となっている。
- (3) 本市一般職の給与改定は、人事院勧告に基づき実施される国家公務員の給与改定措置に準じて行われている。前回（平成16年度）の特別職報酬等審議会は、平成14年度からマイナス勧告が続いた中で（H14△2.03%、H15△1.07%、H16改定なし）審議が行われたが、特別職等の報酬は据え置かれた。

しかし、平成17年の勧告では、国家公務員の抜本的な給与構造改革が勧告され、平成18年度から俸給表の4.8%引下げが実施された。本市もこれに準じて給料表の引下げを行った。

- (4) 市長及び副市長の給料は、平成15年7月（副市長は平成15年10月）から平成19年3月までの間及び平成19年7月（副市長は平成19年10月）から平成23年4月30日までの間、15%から35%までの自主的な減額措置を実施している。平成22年1月現在、県内17市中11市の市長等が自主的な減額措置を実施している。厳しい財政状況を踏まえた臨時的な措置とはいえ、特別職が担う職責等を考慮し、本来の給料水準の引下げに向け是正する必要がある。

なお、一般職については、本市の厳しい財政事情を踏まえ、平成17年4月1日から平成19年3月31日の間及び平成21年4月1日から平成24年3月31日までの間、2%から5%（管理職は平成23年4月30日まで8%～10%）までの給料の減額措置を実施している。

- (5) 議員の報酬は、平成21年12月の期末手当の5%減額を実施し、平成22年6月と平成22年12月の期末手当の10%減額を予定している。

- (6) 本市は平成20年秋に米国サブプライムローン問題に端を発した世界的な金融危機の影響等により、法人市民税が急激に落ち込む一方、医療費や扶助費の大幅な伸びなどにより、経常収支比率が99.9%となり非常に硬直化した財務体質となっている。最近の社会経済情勢の動向から市税収の改善は当分の間見込めず、引き続き厳しい財政運営を強いられることが予想される。
- (7) 行財政改革を推進するに当たっては、市民・議会・行政が一体となってその負担(痛み)を分かち合う必要がある。特に行政のトップである市長及び副市長並びに住民代表である議員が自ら率先して取り組む姿勢が不可欠である。

以上のことから、本市特別職の報酬等の額は、増額改定及び据え置くべき状況になく、減額改定することが妥当であると考え。また、本市の厳しい財政状況や一般職員の給与改定の状況、特別職及び一般職の給与減額措置等を勘案し、議長、副議長及び議員の報酬の額については5%程度の減額、市長及び副市長の給料の額については7%程度の減額を実施することが適当である。

なお、議会の政務調査費については、県内他市町村と比較し、著しく均衡を欠く状況ではなく、据え置くことが適当であると判断した。

(審議会の開催状況)

- 平成22年4月22日 第1回南足柄市特別職報酬等審議会  
平成22年5月11日 第2回南足柄市特別職報酬等審議会  
平成22年5月12日 市長へ答申

南足柄市特別職報酬等審議会

会 長	清 水	稔
委 員	市 橋	匠
委 員	遠 藤	由美子
委 員	大 石	恵 子
委 員	片 野	一 幸
委 員	府 川	洋 一
委 員	西 嶋	泰 彦

(委員は五十音順)